

# 東京都高等学校体育連盟傷病見舞金規定

## (趣 旨)

第 1 条 この規定は、東京都高等学校体育連盟(以下「都高体連」という。)の主催する大会の趣旨にもとづき、参加生徒、競技役員、引率教員に係る傷病見舞金(以下「見舞金」)に関することを定める。

## (事 務 局)

第 2 条 この見舞金を取り扱う事務局は、都高体連事務局内におく。

## (目 的)

第 3 条 1 この見舞金は、都高体連の主催する次の競技活動中におきた傷病に対し見舞金をおくる。  
2 の競技活動中とは、競技会場及び指定された練習会場における競技中及び練習中をいう。  
3 都高体連の主催する大会は次の通りとする。  
1)都高体連春季・夏季大会  
2)東京都高等学校総合体育大会  
3)都高体連新人大会  
4)都高体連秋季大会  
5)上記 1、2、3、4 の地区又は支部予選会  
6)関東高等学校体育大会  
7)全国高等学校総合体育大会  
8)全国高等学校選抜大会、  
9)上記 6、7、8 の予選会  
10)都高体連行事予定に組まれた登山講習会  
11)その他承認された大会

## (募 金)

第 4 条 この見舞金の経費は、都高体連に登録する各学校よりの負担金(1 チーム 300 円)をもってこれにあてる。

## (給 付 対 象)

第 5 条 給付対象は、参加生徒とする。但し、競技役員、引率教員についてもこれに準ずるものとする。

## (見 舞 金)

第 6 条 見舞金の額は、第 8 条の規定による傷病見舞金審査会(以下「審査会」という。)において査定し支出する。

その基準は次の通りとする。

- 1 傷病見舞金  
治療に 3 ヶ月以上を要するもの 30 万円以内
- 2 廃疾見舞金 100 万円以内
- 3 死亡弔慰金 100 万円

## (請 求 手 続)

第 7 条 見舞金を請求するときは、専門部長が別紙様式により傷病等報告書に医師の診断書を添え、都高体連会長に提出しなければならない。

(審 査)

第 8 条 傷病報告書の内容の適否を審査し、見舞金を査定し支出するため、次に定めるところにより審査会を設ける。

1 審査会の構成は次の通りとする。

審査委員長 1 名

審査委員若干名（必要に応じ医師を含む）

2 審査委員長、委員は都高体連会長が委嘱し任期は 1 年とする。

3 審査委員長は審査会を代表し、審査会を招集し、議長となり、会務を総括する。

4 審査会の運営に必要な事項は別に定める。

(会 計)

第 9 条 この見舞金の会計は、特別会計とする。

第 10 条 この見舞金の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 11 条 この見舞金の会計は都高体連監事を受け、理事会の承認を得るものとする。

(規定の変更)

第 12 条 この見舞金の変更は、都高体連理事会の承認を必要とする。

附則この規定は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

平成 9 年 4 月 1 日一部改定

## 東京都高等学校体育連盟傷病見舞金審査会運営規定

第 1 条 1 この審査会は委員長が必要に応じ召集し、議長になる。

2 委員長が事故ある時は、委員長の指名する委員がその職務を行う。

第 2 条 審査会は委員の半数以上の出席がなければ、審査及び見舞金の決定をすることはできない。

第 3 条 1 審査会の議事については、会議録を作成しなければならない。

2 前項会議録には、議長及び委員 1 名が署名しなければならない。

第 4 条 審査会の決定事項については、東京都高等学校体育連盟（以下「都高体連」という。）理事会に報告しなければならない。

第 5 条 審査会の費用は、都高体連一般会計より支出する。

第 6 条 この規定に定めるもののほか、審査会に必要な事項は、委員長が都高体連会長として協議して定める。